

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成24年3月22日(2012.3.22)

【公表番号】特表2011-519456(P2011-519456A)

【公表日】平成23年7月7日(2011.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2011-027

【出願番号】特願2011-506321(P2011-506321)

【国際特許分類】

G 06 F 3/048 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/048 6 5 6 C

G 06 F 3/048 6 5 4 B

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月6日(2012.2.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピューターで実現される方法であって、

ウェブサイトへのリクエストを介し、前記ウェブサイトにナビゲートすることなく、ユーザー行為に応答して、前記ウェブサイトと関連するサイト・インデックス・ファイル又はサイト・マップを検索するステップと、

前記ウェブサイトにナビゲートすることなく、コンテンツ構造の特定のレベルにおいてユーザー・インターフェース・メニューを提示するユーザー行為に応答して、前記サイト・インデックス・ファイル又はサイト・マップを用いて前記コンテンツ構造を提示するステップであって、前記コンテンツ構造は、関連するトップ・レベルにおいて利用可能なコンテンツを記述する対応する記述と共に前記ウェブサイトの複数のトップ・レベルを含むレベル・カタゴリーを有するユーザー・インターフェース・メニューに表示される、ステップと、

を含む、コンピューターで実現される方法。

【請求項2】

請求項1記載の方法において、ウェブサイトへの前記リクエストはHTTPのGetリクエストを含む、方法。

【請求項3】

請求項1記載の方法において、前記ユーザー行為はテキストをアプリケーションに入力することを含む、方法。

【請求項4】

請求項1記載の方法において、前記ユーザー行為はテキストをウェブ・ブラウザに入力することを含む、方法。

【請求項5】

請求項1記載の方法において、前記ユーザー行為はウェブ・ブラウザと関連するアドレス・バーにテキストを入力することを含む、方法。

【請求項6】

請求項1記載の方法において、前記ユーザー行為はウェブ・ブラウザと関連するアドレス・バーに「/」を入力することを含む、方法。

【請求項 7】

請求項 1 記載の方法において、前記用いるステップは、特定のレベルにおいて利用可能なものに関する記述を提供する記述テキストを表示する、方法。

【請求項 8】

請求項 1 記載の方法において、前記ユーザー・インターフェース・メニューは前記コンテンツ構造が表示されるドロップ・ダウン・メニューである、方法。

【請求項 9】

コンピューターで実現される方法であって、

ウェブサイトへのリクエストを介し、前記ウェブサイトに移動することなく、ユーザー行為に応答して、前記ウェブサイトと関連するサイト・インデックス・ファイル又はサイト・マップを検索するステップであって、前記ユーザー行為は、

(1) アプリケーションによって提示されるボックスにユーザーがテキストを入力することと、

(2) 手段若しくはリンクの上又はその付近にユーザーがカーソルを停止させることと、

(3) ユーザーが可聴入力を提供することと、

の中の少なくとも1つを有する、ステップと、

コンテンツ構造を有するドロップ・ダウン・メニューを提示するユーザー行為に応答して、前記サイト・インデックス・ファイル又はサイト・マップを用いて、前記ウェブサイトと関連するトップ・レベル・コンテンツ構造を提示するステップであって、前記用いるステップは、関連するトップ・レベル・カテゴリーにおいて利用可能なコンテンツを記述する対応する記述と対応して複数のトップ・レベル・カテゴリーをドロップ・ダウン・メニューに表示する、ステップと、

を含む、コンピューターで実現される方法。

【請求項 10】

請求項 9 記載の方法において、前記用いるステップは前記ウェブサイトにナビゲートせずに実行される、方法。

【請求項 11】

請求項 9 記載の方法において、前記ボックスはアドレス・バーを備えている、方法。

【請求項 12】

請求項 9 記載の方法において、前記ユーザー行為はウェブ・ブラウザーの中で行われる、方法。

【請求項 13】

請求項 9 記載の方法において、前記ユーザー行為はウェブ・ブラウザー以外のアプリケーションの中で行われる、方法。

【請求項 14】

請求項 9 記載の方法において、前記ユーザー行為は電子メール・アプリケーションの中で行われる、方法。

【請求項 15】

1又は複数のコンピューター可読記憶媒体と、

前記1又は複数のコンピューター可読記憶媒体の上のコンピューター可読命令と、を備えており、前記コンピューター可読命令は、実行されると、

ウェブサイトへのリクエストを介し、前記ウェブサイトにナビゲートすることなく、ユーザー行為に応答して、前記ウェブサイトと関連するサイト・インデックス・ファイル又はサイト・マップを検索するステップと、

前記コンテンツ構造をトップ・レベルに提示するユーザー行為に応答して、前記サイト・インデックス・ファイル又はサイト・マップを用いて、対応するドロップ・ダウン・メニューに前記ウェブサイトのトップ・レベルのコンテンツ構造を表示するステップと、

前記ドロップ・ダウン・メニューに現れるアイテムと関連する更なるユーザー行為を受け取るステップと、

前記更なるユーザー行為に応答して、追加的なサイト・インデックス・ファイル又はサイト・マップを検索するステップと、

前記追加的なサイト・インデックス・ファイル又はサイト・マップを用いて、前記ウェブサイトのサブレベルと関連する更なるコンテンツ構造を表示するステップと、
を含み、追加的なサイト・インデックス・ファイル又はサイト・マップを検索する前記ステップと前記追加的なサイト・インデックス・ファイル又はサイト・マップを用いる前記ステップとは、ブラウザー・ウィンドウを前記ウェブサイトにナビゲートすることなく実行される、方法を実現するシステム。

【請求項 16】

請求項 15 記載のシステムにおいて、前記ユーザー行為の少なくとも 1 つはテキストを前記ブラウザーに入力することを含む、システム。

【請求項 17】

請求項 15 記載のシステムにおいて、前記ユーザー行為の少なくとも 1 つは前記ブラウザーと関連するアドレス・バーにテキストを入力することを含む、システム。

【請求項 18】

請求項 15 記載のシステムにおいて、(1)前記サイト・インデックス・ファイル若しくはサイト・マップを用いる前記ステップ又は(2)追加的なサイト・インデックス・ファイル若しくはサイト・マップを用いる前記ステップの少なくとも一方は、特定のレベルにおいて利用可能なものに関する記述を与える記述テキストを表示する、システム。

【請求項 19】

請求項 15 記載のシステムにおいて、前記ユーザー行為の少なくとも 1 つはブラウザー手段若しくはリンクの上又はその付近でカーソルを停止させることを含む、システム。

【請求項 20】

請求項 15 記載のシステムにおいて、サイト・インデックス・ファイル又はサイト・マップを検索するステップと、前記サイト・インデックス・ファイル又はサイト・マップを用いるステップと、更なるユーザー行為を受け取るステップと、追加的なサイト・インデックス・ファイル又はサイト・マップを検索するステップと、前記追加的なサイト・インデックス・ファイル又はサイト・マップを用いるステップとの中の少なくとも 1 つは、前記ブラウザーと統合された自動完了モジュールによって実行される、システム。